令和元年鞍手町議会第6回定例会会議録(第3号)								
		令和元年9月11日						
招集場所		鞍 手 町 役 場 議 事 堂						
	開 会 開 議						長	
開閉会日時	令和元年9月11日 午後1時00分						正彦	
及び宣告	閉会開議						議長	
		令和元年9月11日 午後2時23分					正彦	
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏(<u>ጟ</u>	出欠 の別	
	1	添田政勝	出矢	1 1	西藤典	子	出矢	
出席及び	2	野口美恵子	出矢	1 2	的 野 信	之	出矢	
欠席議員	3	田中二三輝	出矢	13	須山由糸	记 生	出矢	
	4	宇田川亮	出矢					
出席 13人	5	新 谷 留 晴	出矢					
欠席 0人	6	篠原哲哉	出矢					
欠員 0人	7	星 正 彦	出矢					
	8	有 働 徳 仁	出矢					
	9	栗田美和	出矢					
	1 0	許 斐 英 幸	出矢					
会議録署名議 員	8	有働徳	仁	9	栗田	美	和	

職 務出 席	議会事務 局 長	武谷	朋 視	出矢	議会事務 局 次 長	長 浦 良	出矢
	町長	岡崎	邦 博	出矢	会計課長	櫻 井 順 子	出矢
	教育長	栗田	ゆかり	出矢	建設課長	松永憲昌	出矢
	総務課長	三 戸	公 則	出矢	政策推進 課 長	藤原光徳	出矢
	福祉人権課 長	石 井	通稔	出矢	地域振興課 長	立石一夫	出矢
地方自治法	税務住民 課 長	梶 栗	恭 輔	出矢	上下水道 課 長	原 敏勝	出矢
第121条	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井	英 和	出矢	教育課長	古後憲浩	出矢
により説明	保険健康 課 長	芝 野	英 和	出矢			
出席者の							
職氏名							
議事	日程			別紙	のと	おり	
付議	事件			別紙	のと	おり	
会議	経 過			別紙	のと	おり	

令和元年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月11日 午後1時開議

第3号		
日程第1	議案第45号	鞍手町過疎地域自立促進計画の変更
日程第2	議案第46号	鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
日程第3	議案第47号	鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第48号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
		の整備に関する条例
日程第5	議案第49号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
		整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第6	議案第50号	鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第51号	令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)
日程第8	議案第52号	令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第9	議案第53号	令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第10	議案第54号	令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第11	議案第55号	平成30年度鞍手町一般会計歲入歲出決算認定
日程第12	議案第56号	平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
日程第13	議案第57号	平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
日程第14	議案第58号	平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
日程第15	議案第59号	平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
日程第16	議案第60号	平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
日程第17	議案第61号	平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
		歳入歳出決算認定
日程第18	議案第62号	平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
日程第19	議案第63号	平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定
日程第20	議案第64号	鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30年度固定資産税の課税
		免除の額の変更
日程第21	議案第65号	鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
日程第22	議案第66号	鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第88工区)
		請負契約の締結
日程第23	議案第67号	鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第89工区)
		請負契約の締結
日程第24	議案第68号	鞍手町道路線の変更
日程第25	議案第69号	民事調停の申立て

令和元年9月11日(第3日) 開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第45号 鞍手町過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

スクールバスが台数は何台なのか、それも新規購入なのか、今あるコミュニティバスを何台か転用して使うのか、いつから運行開始をされるのか、どういう経路で運行されるのか、それから予算1億円と書いているようですがどういうふうな予算の使い方になるのかお伺いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

まずスクールバスの台数についてお答えいたします。スクールバスにつきましては7台を 運行するようにしております。

2番目の質問の購入の内容についてですが、2台はこれまでのスクールバスを使いまして 5台を今回購入するというふうにしております。

3番目の質問のいつからということですが来年の4月からを予定しております。それとどういう経路かということですが、基本的には現在走っております経路を踏襲しながら7路線で考えております。

5番目の予算につきましては、補正予算の今回上げています予算のところでありますが、 バス購入費を4,800万円ほどで計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第46号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例。これを条例制定することによって具体的に鞍手町の職員がどういうふうに変わるのか、また正規職員とかその比率はどういうふうになるのかというのも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これまでの臨時職員、嘱託職員等々処遇面で対比してご説明いたしますと、給与面につきましてはこれまでの給与条件を下回る職員は出ません。また、休暇等につきましても国に準拠して休暇等の種類も拡張されます。

そして一番大きな点でございますが会計年度任用職員につきましては、一会計年度内で任用される一般職の非常勤ということになっておりますので、これが今後は平等の取り扱いの原則及び成績主義を踏まえた上で再度の任用が可能になってくるというような形になります。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

再度の任用が可能になるということですが正規職員の比率は。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

正規職員の比率については、今現在一般会計で職員137名おりますが、今現在この臨時職員、それから嘱託職員を合わせまして92名になりますので、全体の職員としましては約40%には、現状のままこの会計年度任用職員に移行した場合は40%ぐらいは会計年度任用職員が占めるという形になると思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

町長にもちょっとお尋ねしたいのですが、会計年度の任用職員が今のまま臨時職等でいきますと正規職員に対する割合が、会計年度の職員が40%ということですが、このパーセンテージが割合について高いのか、低いのか町長の見解をお尋ねして、今後どういうふうに考

えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 岡崎 邦博君

他の市町村と比較をしたわけではありませんが、私としては適切なパーセンテージではないかなというふうには考えています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

条文の中の、ちょっと細かいことですが、14条、他にも同じような文言が出ているのですが金額の問題です。50銭未満の端数は切り捨てて50銭以上を1円と見なすというふうに14条のとこで書かれています。結局は要するに四捨五入の考え方を導入していると思いますが、円未満を全額切り上げにしないで、この四捨五入の考え方を導入したその根拠を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

〇総務課長 三戸 公則君

この算出根拠については、これは一般職の職員に準じた算出根拠となっております。 以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第47号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第48号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

先程の46号と関連する部分が大分あるような感じがするのですが、実際の条文を見てみますと、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(案)の新旧対照表の一番下のところですが、改正前は「常勤を要しない職員及び臨時に雇用される職員については任命権者は、一般の職員の給与との均衡を考慮し予算の範囲内で別に定めるところにより給与を支給するものとする」というのが旧ですね。

新の方は「臨時的任用職員については、任命権者は他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することができる」となっています。ものとするだったのができるとなると、何だか緩くなったような感じがするわけですが。

次の頁の7/7と書いている資料ですが、一番最後のところ「ただし、地方公務員法第22条の2 第1項 第1号に掲げる職員については、この限りでない」というふうに退職手当のことで書いていて、何か条件が悪くなるのではないかという印象があるのですが、その辺はどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず一般職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表の第23条のと ころでございますけれども、この分につきましては、まず大元の法律であります地方公務員 法の改正に伴うものが主な要因であります。

改正前の地方公務員法22条に条件付き採用及び臨時的任用という文言で第22条の中に第7項まで設けてこの規定がございました。これが、改正後は第22条で条件付き採用について規定がされました。そして第22条の3というところで臨時的任用というものを分けてあります。そして、その間の第22条の2で会計年度任用職員という条項が設けられまして、大きく条件付き採用、それから会計年度任用職員、そして臨時的任用職員というふうに大きく3つに別れております。

その関係がありまして、ここにあります臨時的任用職員については任命権者は他の職員の 給与と均衡を考慮して予算の範囲内で支給することができるということで、この臨時的任用 につきましては、ほぼフルタイムの正規の職員に準じたような取り扱いの任用になるという ところで、ここにつきましては、そこの条件につきましては、これまでは給与を支給するも のとするということで、しなければならない的な内容になっておりますが、ここは予算の範 囲内で、そこの条件につきましては様々な要件があるということで、することができるとい うような主旨でございます。

それから次の頁の鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正することの但し書きでございますが、退職手当支給要件につきましては、ここの地方公務員法第22条の2 第1項 第1号に掲げる職員というのは、会計年度任用職員の内パートタイム職員を指します。このパートタイム職員につきましては退職手当が支給されないという内容でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第50号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回総合福祉センターの施設等の使用料の改正と。消費税増税に伴ってその割合に乗じてですか、まあ値上げという形になっていますが、これで全て施設使用料等の値上げの条例等は終わりですか。消費税に関することとか値上げを考えている分だとか、中央公民館とかはもう全部終わったのですか。そのまま据置きというか、これだけですか、それも含めて教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

中央公民館等の体育施設につきましては、条例の中には消費税の額が入っていない金額になっていますので、10月から消費税10%になりましたら自動的に10%の料金になるということでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

それぞれの条例の中において、前回5%から8%に上がった時に金額ではなく、その使用料に消費税率を乗じて得た額というような表現にしているところもありますので、今回のこの福祉センターの部分で消費税の改定は終わりということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

そうしたら、福祉センターの分についてはそういう文言にするとかということにはしないで今後も、例えば消費税等が上がればその度に改正を行っていくという、整合性じゃないけど他の所と若干違うとこはどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先般、消費税の改定が行われた時には同じような考え方をやろうとしておったのですが、消費税前の金額を記載しようという動きは確かにあったようですが、チケットの自動販売機が1円単位が使用が出来なかったことにより、またお風呂もありましたのでお風呂の使用料に端数が付きました。円単位の分が出来なかったので、今回の改正も前回と同様の取り扱いをさせていただいておるのですが、1円未満の端数ではなくて10円未満の端数が出た場合には10円単位の表示にせざるを得なかったという状況でございました。それを今回も同様に踏襲させていただいております。

この件につきましては、前回も同様に総合福祉センターの使用料は同じ取り扱いをさせていただいている状況であります。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

具体的に料金が一覧表になって出ていますが、その中で冷暖房費とか照明使用料は全般的に10円値上がりしたり、20円値上がりしたりとなっているのですが据置きのところがありますね、照明使用料と冷暖房使用料、町内の方から聞かれた時に説明をしないといけないのでどういう考え方から据置きの部分などがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

先程申しましたとおり使用料については10円単位になっております。そのため改正前と 改正後の同一料金になっている箇所が数カ所ございます。

例えば、今おっしゃいました保健棟の多目的ホールの冷暖房使用料、改正後は270円で改正前と同一の料金となっているものでございます。これにつきましては、税抜きの使用料250円に8%の消費税を加えると270円となりますが、10%の消費税を加えると275円となります。先程1円単位とするようにとお伝えしましたとおり、たまたま275円が270円の表示となっておりまして、この点については同一料金という形になっている状況です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長、据置きになっている分がどうなのかという質問なんですが。 もう一度西藤議員。

○11番 西藤 典子君

値上げになっている分があると同時に据置になっている分がある。今のご説明で、もともと取りすぎていたということなんではないかなと思います。だから今回は値上げしなくていいということなのかなという感じがしますが、大体10円とか20円とか、使用料とかにもよると思うのですが、値上げしている中で照明使用料とか冷暖房使用料が据置きになっているという違いをどういうふうにご説明するのかなと思って質問をしました。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

私の説明が不味かったかも知れませんが、改正前の税抜きの使用料が250円の場合8%であれば270円です。そして10%であれば275円で、この5円を切り捨てますので270円と、たまたま同一な表示になっているという状況でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

すみません、先程から元の使用料というふうに課長が言われていますが、条例には元の使

用料とかというのはないわけですよ。元々のここは250円でしたとかというのが私達にはさっぱり分からないのです。前回の使用料の額、それに今度8%から10%に上がって2%プラスしたらこういうふうになるのではないかとかという考え方は、この資料だけでは分かるのですが、元の使用料からこれまで5%掛けてきた、前回は8%掛けてきた、今回は10%掛けたということなんでしょうか。元の使用料というのがちょっと分からないので、そこを参考にというか元の使用料と言うのであったら、この条例も条文を変えなくてはいけないのではないですか。元の使用料に消費税率分を掛けて、後は10円未満は切り捨てした分を使用料とするとか、そういうことにしないとこちらは分からないです。もう一度説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

おっしゃるとおり税額表示では分かりにくい税込みの数字になっていますので、元がいくらだったのかというところで、確かに私達も改正をする時に元々の使用料を今回表示して、そして10%のものを掛けた料金が使用料だよというようなものにして、尚かつ10円未満の端数は切り捨てるということの改正文を考えておりました。そこは分かりにくくするのではなくて表示をしようと考えておったところですが、国税の方では端数の処理について1円未満の端数処理については消費税の申告の際には切り捨てる、また場合によっては切り上げるという文言がございましたが、この1円単位のものについて切り捨てるという、また切り捨ててよいということが国税の中に記載されておりませんでした。そのためにここはこのような表示をするのは無理であろうと判断いたしまして現在の表示にさせていただいている状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

〇町長 岡崎 邦博君

私の方から説明をさせていただきます。

この総合福祉センター設置及び管理に関する条例につきましては、いまありますように別表の1と別表の2があります。この別表2の方につきましてはふれあい棟といいますか、体育館の施設に関する利用料金になっていますが、この体育館の利用料金につきましては、一部に自動販売機によって、要するに利用料を支払っていただくというようなことになっていまして、そういったことから先程課長が説明しましたように端数が出る場合自動販売機が使えないというようなこともありまして、1円単位は切り捨てて全てが10円単位というようなことで税込みの10円単位の表示になっています。そういったところから、例えば、いまここに表示されているのは8%の消費税込みの利用料金となっておりますが、その場合の1円単位については全て切り捨てております。

今回10%の消費税になることによって切り捨てる部分、または丁度10円単位になった部分がありまして、そういったところから10円、または20円上がったものと同一で上がっていないもの等が出ています。上がっていないものについては端数以下が、要するに1円単位の端数が出たものについては切り捨てる、切り捨てていることにより同一料金というふうになっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

他の施設の使用料、手数料を含めて全て1円単位になっていますか。ほとんどが10円単位になっていると思うのですが、でしたら同じようにできるのではないでしょうか。自動販売機なんかは使用料が変わればその時に金額の設定を変えてするだけなんで、その1円単位のところはあるかも知れませんが10円単位でできている施設があれば同じようにした方がいいのではないですか、出来るのではないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

1円単位の使用料を取っている所はございます。例えば駅の駐車場にしましても今まで324円とさせていただいております。これまでの改正の過程にあると思うのですが、元々の消費税が導入される前にそれぞれが持っていた使用条例とか、手数料条例があります。それを改正するタイミングでまず5%に上がるとき、それから8%に上がるときにそれぞれの改正がそれぞれで行われたと思います。そこでなかなか統一感がないもの、当時の判断としてなかなかそれができにくかったというところもあって現在のような形に消費税率を乗じて得た額というようなところにできたものもあれば、今回のように表の中で積算の根拠が隠れて見えなくなっているようなところもあると思います。ですので今回この総合福祉センターの関係で10%は上がるような形になって、これを整理させていただいておりますが、今後また抜本的な、消費税、または税率の改正とかがあった際には、ここは統一感を持った改正は検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第51号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の20頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、20頁から27頁まで質疑ありませんか。 次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、28頁から35頁まで質疑ありませんか。 宇田川議員君。

○4番 宇田川 亮君

29頁の福祉人権課の福祉課係のところで1,146万2千円。障がい者福祉サービス費、 それから障がい者自立支援医療費というのが積算でしょうが、もうちょっと具体的に教えて 下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず、一番上の23款 償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金263万5千円についてまず説明させていただきます。

これにつきましては、申請額が 4 億 3 , 9 3 0 万円ほどの当初申請でございました。実績額が 4 億 3 , 4 0 2 万円で差引 5 2 9 万円です。これの 2 分 1 の価格が返還額となっています。そのゆえ返還額は 2 6 3 万 5 千円というふうな形で 2 分の 1 の国庫返還額がありました。内容といたしましては、実績が当初見込みより下がったという状況でございます。

○議長 星 正彦君

課長違いますよ。もう一度宇田川議員お願いいたします。

○4番 宇田川 亮君

今の課長の説明で大体のことは分かりましたが、2点についてお聞きしました。

障がい者福祉サービス費と障がい者自立支援医療費の関係、合わせて1,146万2千円の追加補正が出ているということで、この中身について具体的に教えて下さいということで質問したのですが、1つの部分だけは大体分かりました。実績に合わせて当初予算よりも実績の方が少なかったのでその分を国、県に返還したということで、その下の部分についてもう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

続きまして下の部分は500万6千円の返還額となっています。先程と同様に当初の申請額が4,964万円、そして実績として3,963万円、差額として約1千万円出ておりま

す。この差額につきまして2分の1が返還金となりまして506万円、そして4分の1の返還金が県の返還金となっていまして250万3千円となっていっています。

内容につきましては、先程申しましたように実績が見込みよりも減額となったという状況 でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

次に33頁です。保育所(広域等)と書いてありますが、19節の負担金補助及び交付金のところでの認定子ども園費の補助金等が出ていますが、これについて具体的に教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

まず、認定子ども園費の284万8千円についてご説明させていただきます。ここの認定子ども園費の当初3人で計上しておりましたが、人数の増により7人の計上で4名増えたことにより284万8千円を増額させていただいております。

続きまして、認可外保育等利用給付費 2 9 7 万 6 千円についてご説明させていただきます。これにつきましては、認可外保育所のキッズルームサンフラワー、中央ヤクルト販売の鞍手センター保育所の 2 箇所のところに認可外保育所の部分で増額を見込んでおります。これにつきましては、幼児教育無償化の完全実施による新規の計上となっております。合わせて 2 箇所で 1 3 人分を見込んだ分となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について34頁から41頁までの質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

37頁の農業振興費でスマート農業推進事業費というのがありますが、この内容について 教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この補正予算につきましては、スマート農業推進事業費補助金につきまして、町内の認定

農業者1名より情報通信技術を活用した田植機、これは8条植えのものですが、これの申請がありましたので、町の方より導入について申請をしましたところ採択されたもので、新たに予算を計上しております。

内容につきましては、この事業の目的は、GPSを活用した田植機で田植えの時の株間、 それから施肥料、条間、直進機能の管理を自動制御で行い、田植えに掛かる時間や費用を節 約できコストの削減を図ることが目的とされております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回1件こういう申請があって県の方に申請すればとおったということですね。今後もこういうことが考えられるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

〇農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

ご承知のとおり国の方、農林水産省では今後こういう情報通信を活用したスマート農業を推進していくということに国の方ではしていますので、農家の方からこういうふうな申請があればこういう事業が拡大されて行きますので、今後もこういう事業を取り入れるということが考えられます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について42頁から51頁まで質疑はありませんか。 宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

43頁で一般職の人件費が1千万円ほど上がっていますが、これは誰か採用されたとかということなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この人件費増につきましては、4月の人事異動に伴いまして職員の異動に伴うものと、あと大きな要因としましては時間外勤務手当が300万円ほど今回追加になっております。

その理由としましては、幼児教育保育無償化に伴う事務料とスクールバスの導入に伴いまして事務料が増したことによって時間外勤務が増えているということでここを増やしています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

時間外勤務が増えたということですが、実際に最高でどのくらい時間外があったとかというのが分かれば今日でなくても結構ですが、これは関連するかも知れませんが、職員の時間外というのは上司から命令ではないが指示があってこのくらい時間外労働をして下さいよということからのあれなんで、その管理もしていかないといけない、労働の関係で。ということもありまして、そういう資料も合わせてお示しいただけたらと思いますが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

すみません、いま個別の時間数に関する資料を持ち合わせておりませんので、この件につきましては事務局を通じましてご報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

47頁の教育費、幼稚園費の中の負担金補助及び交付金のところの1番下に書いていますが、19、幼稚園実費徴収補足給付事業補助金というのがありますね。これは一般質問で私がしましたが実費徴収が行われるので新しく出ているのだろうと思いますが、具体的には81万円はどのような使い方をされるのですか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

これにつきましては、先だっても議論になりましたように10月から副食費等軽食の費用についての議論が行われました。これにつきましては幼稚園の副食費につきまして年収が360万円未満相当の方の保護者に対しまして補助するということでございますので、現在はその対象者が24名おります。今後の見込みを6名見込んでおりまして、そのことから81万ということで計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

51頁の工事費2,360万9千円ですが、これは防球ネットの工事ということなんですが、元々文化体育総合施設であった野球場を潰して、工事は進んでいますが病院を建てると。 元々防球ネットはいらなかったところが、そこに病院が建って来るので防球ネットを作らな くてはいけない、それは分かりますが、その設備を、病院を建てるのであれば病院側がする べきではないでしょうかと思ったのですがどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

この防球ネットにつきましては、過疎債を起債するようにしています。病院の方から町負担分の3割分につきましては病院の方から町の方に支払っていただくというふうにしています。7割は交付税措置になると思いますので、3割分は病院の方から手当てしてもらうようにはなっています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

財源については病院の方から町の負担分は出していただくということなんですね、それは どこにありますか。教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

3割分につきましては、10年間で過疎を借りるようにしていますので、その3割分を10年で割った分で、その分は来年度以降に鞍手町の方に病院から入って来るようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

それが予算、決算の中で分かるようにして欲しいのですが、この中に入っていますよとではよく分からないので、この分ですよというのが来年度からいくら入って来るのか知りませんが、ちゃんと入って来ているのかどうかというのも確認までするべきだというふうに考えますが、執行部の方ではされていると思いますが、議会側にもそれが分かるようにしていただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

〇政策推進課長 藤原 光徳君

来年度から歳入の方が分かるように資料を作りたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から19頁について質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

13頁の16款の県支出金 1項の県負担金の中の内訳ですが、児童福祉費負担金の中の一番下の段の児童手当負担金精算分とあるのですが、これは具体的にどういうものですか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

〇福祉人権課長 石井 通稔君

これにつきましては、前年度の精算分となっているものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第52号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第52号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第52号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第53号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第53号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第53号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第54号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第55号 平成30年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題 とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第55号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第55号は議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩13時53分

再開14時10分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 武谷 朋視君

それではご報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員、以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第12 議案第56号 平成30年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の決算の結果、実質収支は8,400万円ほどのプラスになっていますが、前年度の 繰越金等も含めて単年度収支で言えばどういうふうになっているのかというのを教えて下さ い。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

〇保険健康課長 芝野 英和君

お答えいたします。

31年度で前年度の繰越金が8,400万円ほどあるのですが、30年度決算で7,400万円ほどございましたので、実質収支で言えば1千万円程度というような数字になっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第57号 平成30年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別

会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第57号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第57号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第58号 平成30年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第59号 平成30年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出 決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第59号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第59号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第60号 平成30年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第60号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第60号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第61号 平成30年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第62号 平成30年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第62号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第62号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第63号 平成30年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第63号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第63号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第64号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成30 年度固定資産税の課税免除の額の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第64号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第64号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第21 議案第65号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年 度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第65号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第65号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第66号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第88工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第66号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第67号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事(第89工区)請負契約の締結を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は総務文教委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第24 議案第68号 鞍手町道路線の変更を議題とします。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第69号 民事調停の申立てを議題とします。

質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

民事調停の申立てということでございますが、正規の手続きに則り督促等を行ってきたものと思いますが、この民事調停に関しまして、要するにこちら側は代理人を立てるのか、それともどういうふうな形で進めて行くのか、最初から弁護士対応をするのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

弁護人は立てないで民事調停、今回はその人の滞納分をどうやって支払って行くのか、話 し合いの場を持って調停をかけるという形になります。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと議案書の4、調停の方針というのがありますが、調停の結果云々というのを 書かれています。解決しなかった場合は空け渡しや訴訟といった形の言葉も出ておりますの で、この時に代理人を立てて弁護士対応をしていくということになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

議員さんの言った通り問題が解決しなかった場合、調停に応じなかった場合とか、約束を履行できなかった場合、町としては訴訟の方とかというふうにはしたくないので、本人には頑張って履行していただきたいと考えていますが、それをどうしてもできないということに

なるとそういった形を取らざるを得ないという形になりますので、法廷の場になりますので 弁護人を立てた形の調停になると思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

滞納月、家賃で見てみますと約12年間滞納という形になっていますが、この方の入居はいつされて、今まで家賃を入れたことがあるのかどうかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

入居は新しい団地が建った時に入ったので、はっきりした日にちは分かりませんが、18年度まではしっかり家賃は支払われていました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会 とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会14時23分